

社会福祉法改正案

質問原稿

2020年5月29日(金)

立憲・国民・新緑風会・社民

参議院議員 田島 麻衣子

共同会派、立憲・国民・新緑風会・社民の田島麻衣子です。

ただいま議題となりました、政府提出の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」について、会派を代表して質問をいたします。

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになった方々に心よりお悔やみを申し上げるとともに、現在も治療にあたられている方々やそのご家族に心よりお見舞いを申し上げます。そして医療従事者、介護、障害福祉従事者をはじめ、地域子ども達を守り物流を支え、今この時も社会の機能を支えてくださっている全ての方々に、心より感謝を申し上げます。

まず、安倍総理にお聞きします。安倍総理にとって法の支配や、その下の正義とは何を意味するのでしょうか。国会が制定し積み上げてきた法規範と法解釈を守り、尊重する気持ちをお持ちでしょうか。

去る5月20日、黒川前東京高検検事長の賭け麻雀問題が報道され、黒川氏は訓告という制裁的内容を有さない処分¹で自己都合退職となりました。

第一次安倍政権は2006年12月19日、賭け麻雀が賭博罪に当たると閣議決定しています。ここに金額の多い・少ないという記述はありません。それどころか、防衛省は2017年3月27日、陸上自衛隊青野原(あおのはら)駐屯地で黒川氏と同じレート²の賭け麻雀をしたとされる自衛官9人を停職の懲戒処分³にしました。安倍総理に伺います。なぜ政府の公式見解として賭博罪にあたりとされている行為を行った9人の自衛官は重い懲戒処分を受け、同じ行為を行ったと認めたとされる検察庁のNo.2は何らの制裁も受けずに訓告処分⁴で済むのでしょうか。黒川検事長の懲戒処分権者は内閣、すなわち、安倍総理です。賭博罪等の犯罪を取り締まる検察の最高幹部である黒川氏が、普通の自衛隊員よりも処分が軽くてよいとする理由を示して下さい。

岡田官房副長官は5月26日の外交防衛委員会で「内閣及び内閣官房は、この間、

法務省による 21 日付けの調査結果及び検討結果の報告書を受け取っていない。しかし、それらの内容を総理は適宜報告を受けていた。」と答弁しました。安倍総理は法務省のこれらの報告書の内容の説明を誰から何日の何時頃に受けたのか、それは、黒川氏の訓告処分を内閣として異論がないとした時点の前なのか後なのか、お示し下さい。そして、安倍総理は懲戒処分権を有する内閣の首長として何時の時点で黒川氏には懲戒処分は不要であると判断したのか、具体的にお示し下さい。

そもそも、安倍総理は黒川氏の懲戒処分権を有する内閣の首長として、黒川氏を懲戒処分にしないという判断及び結果について法的な責任を有するとお考えですか。お答えください。法務省や検事総長の判断の如何に関わらず、安倍総理は黒川氏を懲戒処分とする案件を自らが主宰する閣議に提出することができました。安倍総理は、なぜ、黒川氏は懲戒処分が不要と考えたのでしょうか。安倍総理自身のお考えをお示し下さい。

そして東京高検検事長を辞職した黒川氏の任命責任について、安倍総理は「法務省、検察庁の人事案を最終的に内閣として認めた責任は私にある」とおっしゃいました。今後どのようにその重い任命責任を果たしていかれるのか、その責任の取り方を具体的にご教示ください。

さらに、安倍総理に伺います。

「後手後手の対応を始め失政を繰り返している、多くの国民が信頼し得ない総理の下で新たな日本を作成することができない」「現在の日本には、王様が裸だとわかっていても『それを言うべきでない』という空気が支配している」「そろそろ真実を語ることが求められる」

この言葉は 2011 年 4 月 14 日に夕刊フジにあなたが寄稿したコラムです。

今まさに、この同じ言葉が安倍総理、あなたに突きつけられているのではないのでしょうか。国民の苦しい不安と不満の声があなたには届いていない、王様は裸だと気づくときではないですか。感想を求めます。

次に、法案の質問に入らせていただきます。

我が国ではかつて経験をした事のないスピードで少子高齢化が進む中、子育てと親の介護を両立しなければならないダブルケア、また高齢の親と仕事をしていない五十代の子どもが同居するいわゆる八〇五〇問題など、これまでの仕組みで対応しきれない課題が発生しています。こうした課題に対して、属性や世代を問わない包括的な相談窓口対応などを、市町村の「任意事業」として行う試みを評価しま

す。

しかしながら地方自治体では、この包括的な支援体制の構築事業に交付金が付くことによって、これまで割かれてきた高齢分野、子ども分野、障害分野、生活困窮分野などへの予算が現場で削られるのではないかと危惧する声があります。加藤厚労大臣にお聞きします。この任意事業が開始されても、これまで各分野に充当されてきた予算は削らないという事を、ぜひこの場で確認させてください。

そして高齢化が進む中で圧倒的に足りないのが、介護分野で働こうという意欲を持ち続ける事ができる方々の数です。介護関係職種の有効求人倍率は平成30年度で3.95倍と、全職種の1.46倍をはるかに上回っています。民間職業紹介事業者を利用した介護事業者においては、半年以内に4割弱の人が離職するという調査結果もあります。

そして私の地元愛知県では、先日高齢者向けのデイサービス事業で新型コロナ感染症のクラスターが発生しました。NHKの取材結果によると、2020年4月末時点で高齢者入所施設での感染した職員は日本全国で約170人にのぼると言います。今も感染のリスクに不安を抱きながら介護の現場を支えていらっしゃる方は多いはずです。介護士を取り巻く仕事環境はこれまで最も過酷であっただけでなく、昨今のコロナ禍でも更に大きなダメージを受けています。

今こうした厳しい状況におかれている介護の職場で人材を確保するために必要なのは、果たして介護人材確保や業務効率化の取組を地方自治体の介護保険事業計画に新たに書き込む事でしょうか。有料老人ホームの設置に関する届出事項の簡素化を図るための見直しを行う事でしょうか。これらはプラスにはなっても、介護人材が圧倒的に足りないという問題の根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。

また加藤厚労大臣にお聞きします。これまで例外的に認められてきた、国家試験を受けずに介護福祉士資格を取得できる経過措置を更に5年間延長させることは、今も試験準備に励まれている受験生のモチベーションを下げるだけでなく、問題を先送りすることになりませんか。お答え下さい。

介護分野を支える人材不足の解消のために今必要なのは、介護の仕事に興味を持てる若者を増やし、介護の分野で働く意欲を失わない職場環境を用意することではないのでしょうか。そうした環境を用意するためには、今も必死に現場を支える

方々の物心両面のケアを充実させることが大事なのではないでしょうか。人材不足の解決策の鍵は、行政の計画書の記載事項を機械的に増やすことではなく、人を大事にするという日本型経営モデルの基本に立ち還ることにあるのではないのでしょうか。

セクハラやパワハラは介護現場では珍しくないと言います。「『バカ』など人格を否定する発言をされる」「性的な冗談を繰り返される」介護の現場では女性の割合が高く、介助の一環で身体接触が多い事なども背景にあります。どんなに人格を傷つけられる事を言われても、黙って耐えるしかないと言います。私は介護団体の方々から直接話を聞いて、本当にいたたまれなくなりました。安倍総理は多くの介護士が直面しているこうしたセクハラやパワハラの現状をご存知でしょうか。お答え下さい。こうした問題に国が正面から取り組み、今も介護に従事する方々の尊厳を守ることなしに、介護人材を確保することは難しいのではないのでしょうか。国として介護現場のセクハラ・パワハラ問題にどのような真剣に取り組んでいかれるか、安倍総理のご所見を伺いたいと思います。

そして心のケアに加えて必要なのは、待遇改善です。この点について安倍総理は度々この国会の場でも「これまでの処遇改善に加え、昨年十月にも月額最大八万円の処遇改善を行った所」と答弁されてきました。私は、これまでも地元の介護施設で働く方々の多くに話を聞いてきましたが、彼らの生活は苦しいままです。将来の不安なく生活できるだけの賃金を保証して欲しい、という介護士の方々の切実な声は今も根強くあります。消費税の増税を使い始まった処遇改善が本当に功を奏しているならば、こうした声はなくなるはずですが。待遇が十分であれば、求人に対する応募も増えるでしょう。政府が「十分にやっている」と答弁を繰り返す介護士の処遇改善と、介護士が待遇は「十分ではない」と嘆き続ける差の原因はどこにあるのか、安倍総理のお考えをお聞かせください。

安倍総理の通算の在職日数は、憲政史上最長となりました。かつてどの首相も経験した事のないほどの長い間、総理大臣席に座っていらして、その視界は今どれほどクリアなものなのかと思います。国民の苦しみや生活の不安に関する切実な声は、どれほど明瞭にその耳に届いているのでしょうか。お答え下さい。ぜひ国民に寄り添う気持ちを再度、我々におきかせ願えればと思います。

次に、医療・介護のデータ基盤の整備について質問させていただきます。

質の高い政策立案のためには、正確なデータが政策立案者の手元にある事が大事

です。地域の医療・介護の状況を把握し、介護・医療分野の調査分析・研究を促進するために、医療・介護データベースの連結精度を向上させようという趣旨に賛同します。

しかしながら、この法案の中に 768 億円の国家予算を投入し、顔認証付きカードリーダーを調達・提供する業務が、社会保険診療報酬支払基金の業務として追加するという提案を、国民の財産を預かる我々はどう考えるべきでしょうか。

これは医療機関の窓口で医療保険の資格確認を速やかに行うために、令和 5 年 3 月末までに全ての医療機関や薬局等に、顔認証付きカードリーダーを設置するという計画です。全体の予算約 918 億円のうち、顔認証付きカードリーダーの調達にかかる予算は約 200 億円程度。残りの約 718 億円は、医療機関等でレセプトコンピューターなどのシステム改修にかかる費用を、国が一部負担するというものです。

カードリーダー導入の目的が、真に窓口での医療保険の資格確認にあるのであれば、被保険者番号ないしマイナンバーをオンラインで確認する仕組みを作れば十分です。一台 9 万円もする顔認証付きのカードリーダーを、わざわざ全医療機関等に提供する必要はありません。個人情報保護の観点から、顔認証のデータはその場で消去するそうですが、ならば尚のこと、高い予算をつけて顔認証機能を加える必要はないのではないのでしょうか。加藤厚労大臣、お答え下さい。

新型コロナウイルスの感染拡大に対する経済対策とし、一人あたり十万円の特別定額給付金がオンライン申請になりました。しかしながら総理もご存知の通り、これには多くの不備が指摘され、今は郵送申請方式が主流となっています。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて休業した方々への雇用調整助成金の申請もオンラインになりましたが、初日にシステムに不備が見つかり、再開の見込みは立っていません。私たちがすべき事は、必要なのかも不明な高額な機械を国民の税金で調達し医療機関に配るのではなく、まずこうしたオンライン行政の基本を、きちんと「着実」に押さえて国民の皆さまの生活のために、「実行」することではないでしょうか。安倍総理、お答え下さい。

IT 化には多額の予算がつき、そこには利権も発生します。IT 事業を第二の利益誘導型の公共事業にさせていただきたくはありません。私は行政の IT 化に賛成ですが、やるからには国民がその効果を実感する形で IT 化を進めるべきです。そしてその効果をしっかり国民に対して説明するべきです。そして不要の予算は、新型コロナ

感染症の拡大で困っている学生・DVで苦しむ方々・医療介護従事者・生活困窮者の方々のために使うべきと考えます。

国が最も大事にすべきは、国民の命であり生活です。政権の目の前の利益や都合ではなく、利権でもない。そのための法律であり、法解釈であり、医療・介護制度であり、行政のIT化であることを強く申し上げて、私の質問を終えたいと思います。